

ナイトウメディックス株式会社ヘルパーステーションあさひ運営規程

(事業の目的)

第1条 ナイトウメディックス株式会社が開設する指定訪問介護事業所（以下「事業所」と言う。）が行う指定訪問介護の事業（以下「事業」と言う。）の適正な運営を確保する為に人員および管理運営に関する事項を定め、事業所の介護福祉士または訪問介護員研修の修了者（以下「訪問介護員」と言う。）が要介護状態にある高齢者に対し、適正な指定訪問介護を提供する事を目的とする。

(運営の方針)

第2条 事業所の訪問介護員は、要介護者の心身の特性を踏まえて、その有する能力に応じ自立した日常生活が営む事が出来るよう、入浴、排泄、食事の介護その他の生活全般にわたる援助を行う。

2 事業の実施にあたっては関係市町村・地域の保険・医療・福祉サービスと綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

(事業所の名称)

第3条 事業を行う事業所の名称および所在地は次の通りとする。

- ① 名称 ナイトウメディックス株式会社ヘルパーステーションあさひ
- ② 所在地 西脇市西脇931

(職員の職種、員数、および職務内容)

第4条 事業所に勤務する職種、員数、および職務内容は次の通りとする。

- ① 管理者 介護福祉士1名
管理者は事業所の従業者の管理を一元的に行う。
- ② サービス提供責任者 介護福祉士2名
サービス提供責任者は、事業所に対する指定訪問介護の申し込みにかかる調整、訪問介護員に対する技術指導、訪問介護計画の作成指導等を行う。
- ③ 訪問介護員等 介護福祉士 8名以上（常勤職員 非常勤）
実務者研修修了者

訪問介護員等は、指定訪問介護の提供にあたる。

(営業日および営業時間)

第5条 事業所の営業日および営業時間は次の通りとする。

- ① 営業日は日曜日から土曜日までとする。
- ② 営業時間は午前6時から午後10時までとする。
受付は日曜・祝日・年末年始（12月30日から1月4日）を除く。
受付時間は午前8時30分から午後5時30分までとする。
但、携帯転送による24時間連絡が可能な体制とする。

(訪問介護の内容および利用料等)

第6条 指定訪問介護の内容は次の通りとし、指定訪問介護を提供した場合の利用料

の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとする。当該指定訪問介護員が法定代理受領サービスである時は介護負担割合証の「適用期間」に応じた「利用者負担の割合」欄に記載された割合分とする。

① 身体介護

② 生活援助

キャンセル料は重要事項別紙に定める下記の額。

① 2,200 円（税込）

前項の費用の支払いを受ける場合には、利用者またはその家族に対して事前文書で説明をした上で支払いに同意する旨の文書に署名（記名押印）を受け取る事とする。

（緊急時における対応方法）

第7条 訪問介護員等は、訪問介護を実施中に、利用者の病状に急変、その他緊急事態が生じた時は、速やかに主治医に連絡するなどの措置を講ずるとともに管理者に報告しなければならない。

（業務継続計画の策定等）

第8条 事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対するサービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。

2 事業者は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施する。

3 事業者は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

（感染症の予防及びまん延の防止のための措置）

第9条 事業所は、感染症が発生し、又はまん延しないように、次の各号に掲げる措置を講じるものとする。

2 感染症の予防及びまん延のための対策を検討する委員会をおおむね6ヶ月に1回以上開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図ること。

3 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。

4 事業所において、従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的実施すること。

（虐待防止に関する事項）

第10条 事業者は、利用者の人権の擁護・虐待等の防止のため次の措置を講じるものとします。

2 虐待を防止するための従業者に対する研修の実施

3 利用者及びその家族からの苦情体制の整備

4 その他虐待防止のために必要な措置

- 5 事業者は、サービス提供中に当該事業所の従業者または養護者（利用者の家族等利用者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかにこれを市町村に通報するものとします。
- 6 事業所は、虐待防止の為の対策委員会を開催し担当者を定め、定期的に研修を実施し防止する対策を講じる。

（身体的拘束等の適正化について）

- 第11条 利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならないこととする。
- 2 身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録する。

（ハラスメント対策の強化）

- 第12条 事業所はハラスメント防止の観点より、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であつて業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じるものとする。
- 2 利用者又はその家族が事業者やその従業者に対し、この契約を継続し難いほど重大な背信行為（訪問介護員や看護職員への暴言・暴力・セクシャルハラスメント行為等）があり、改善を求めた申し入れに対し、改善されない場合等）を行った場合、文書を通知する事によりこの契約を解約する事ができます。

（暴力団等の影響の排除）

- 第13条 事業所は、その運営について、暴力団等の支配を受けてはならない。

（通常の事業実施地域）

- 第14条 通常の事業実施地域は、西脇市とする。

（利用者・家族の秘密保持等）

- 15条 事業者は業務上知り得た利用者及び家族の秘密を保持する。又従業者であつた者に、退職後も業務上知り得た利用者及び家族の秘密を保持する旨を従業者との雇用契約の内容とする。

（その他運営についての留意事項）

- 第16条 訪問介護事業所は、訪問介護員等の質的向上を図る為の研修の機会を次の通り設けるものとし、業務体制を整備する。
- 研修計画は下記のとおりとする。
- ① 採用時研修 採用後1月以内
 - ② 継続研修 年12回程度
 - ③ 週例研修

④ 外部研修

- 2 居宅介護支援事業者から訪問介護計画の提供の求めがあった際には、当該訪問介護計画を提供する事に協力するよう努めるものとする。
- 3 居宅介護支援事業者等に対し、指定訪問介護の提供に当たり把握した利用者の服薬状況、口腔機能その他の利用者の心身の状態及び生活の状況に係る必要な情報の提供を行う。
- 4 この規程に定める事項のほか運営に関する重要事項はナイトウメディックス株式会社と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

(附則)

この規定は平成13年8月1日から施行する。

この規定は平成16年3月1日一部改定する。

この規定は平成18年4月1日一部改定する。

この規定は平成18年9月1日一部改定する。

この規定は平成21年4月1日一部改定する。

この規定は平成22年4月1日一部改定する。

この規定は平成27年4月1日一部改定する。

この規定は平成27年8月1日一部改定する。

この規定は平成30年4月1日一部改定する。

この規定は令和元年12月23日一部改訂する。

この規定は令和2年9月16日一部改訂する。

この規定は令和3年4月1日改定。

この規定は令和6年4月1日改定。